

# 条例の目的を達成するための施策の実施に関すること (平成30年度)

## 1 低入札調査基準価格及び失格判断基準の見直しについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」が本格運用となりました。発注者の共通課題として、品質確保やダンピング受注による下請業者へのしわ寄せ防止などがあります。

本市においても、この指針に基づき、中長期的に人材を確保し、建設業界離れを防ぐため、適切な予定価格、低入札調査基準価格、失格判断基準価格を設定し活用の徹底を図ります。

また、平成28年4月から公契約条例を施行しており、発注者として、適正な労働基準の確保、若年労働者、障害者等の就業機会の確保などの社会的責任を果たすため、次のとおり改正します。

### (1) 低入札調査基準価格の見直し

(対象工事)

予定価格 2,500 万円以上について設定（現行と同じ）

※中央公契連最新モデルに変更

計算式

(現行)

土木一式、とび・土工・コンクリート (解体工事除く)、塗装、舗装、造園、 鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通 信」、管、とび・土工・コンクリート (解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、 機械器具設置
①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×55% ①から④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10×95% ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管理費) ×80% ④一般管理費×55% ①から④の合計額×1.08	①機器費 ×87.5% ②直接工事費×95% ③共通仮設費×90% ④現場管理費×80% ⑤一般管理費×55% ①から⑤の合計額×1.08

(改正案)

土木一式、とび・土工・コンクリート (解体工事除く)、塗装、舗装、造園、 鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通 信」、管、とび・土工・コンクリート (解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、 機械器具設置
①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費×55% ①から④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10×97% ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管理費) ×90% ④一般管理費×55% ①から④の合計額×1.08	①機器費 ×90.7% ②直接工事費×97% ③共通仮設費×90% ④現場管理費×90% ⑤一般管理費×55% ①から⑤の合計額×1.08

## (2) 失格判断基準の見直し

(対象工事)

低入札調査基準価格について設定

※中央公契連最新モデルに変更

計算式

(現行)

土木一式、とび・土工・コンクリート (解体工事除く)、塗装、舗装、造園、 鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通 信」、管、とび・土工・コンクリート (解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、 機械器具設置
①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×20% ①から④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10×95% ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管理費) ×80% ④一般管理費×20% ①から④の合計額×1.08	①機器費 ×80% ②直接工事費×95% ③共通仮設費×90% ④現場管理費×80% ⑤一般管理費×20% ①から⑤の合計額×1.08

(改正案)

土木一式、とび・土工・コンクリート (解体工事除く)、塗装、舗装、造園、 鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通 信」、管、とび・土工・コンクリート (解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、 機械器具設置
①直接工事費× <u>97%</u> ②共通仮設費×90% ③現場管理費× <u>90%</u> ④一般管理費×20% ①から④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10× <u>97%</u> ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管理費) × <u>90%</u> ④一般管理費×20% ①から④の合計額×1.08	①機器費 × <u>82%</u> ②直接工事費× <u>97%</u> ③共通仮設費×90% ④現場管理費× <u>90%</u> ⑤一般管理費×20% ①から⑤の合計額×1.08

## (3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

## 2 随意契約による少額の契約の変更について

随意契約できる少額の契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、大垣市契約規則において定めているが、「工事又は製造の請負」及び「財産の買入れ」については、昭和58年4月1日以降、50万円以下のものとしています。

その後の消費税の導入及び税率の引き上げをはじめ、昨今の労務単価及び資材単価の急激な上昇など、経済社会情勢の変化に適切に対応した契約事務を進めるとともに、入札の不調が懸念される予定価格100万円前後の工事など、低価格の工事等を円滑に進めるため、平成30年度から、随意契約できる少額の契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく上限額とします。

### (1) 変更内容

	工事又は製造の請負	財産の買入れ	物件の借入れ	財産の売払い	物件の貸付け	その他
自治法施行令	130万円以下	80万円以下	40万円以下	30万円以下	30万円以下	50万円以下
契約規則	50万円以下 ↓変更 130万円以下	50万円以下 ↓変更 80万円以下	40万円以下	30万円以下	30万円以下	50万円以下

### (2) 変更時期

平成30年4月1日

### (3) 効果

- ① 経済社会情勢の変化に適切に対応した契約事務を進めることができます。
- ② 低価格の工事等を円滑に進めることができます。
- ③ 収益の確保が困難な小工事希望者（市内本店事業者）の活性化につながります。
- ④ 事業者における事務負担（資料作成）が軽減されます。

### 3 物件入札参加資格者名簿 及び小工事希望者登録名簿への登載期間の変更について

物品の買入れや借入れ、清掃や警備等の業務委託などに係る入札や見積書の徴取については、「物件入札参加資格審査申請書」により資格審査を行い、あらかじめ「物件入札参加資格者名簿」に登載した事業者を対象に実施しています。

また、建設工事及び建設工事関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務等）の入札などについては、県及び県内全市町村の共同での業務委託により、公益財団法人岐阜県建設研究センターにおいて資格審査を行い、あらかじめ「入札参加資格者名簿」に登載した事業者が発注していますが、1件50万円以下（平成30年度以降は130万円以下）の小規模修繕工事（小工事）については、市内に本店を置く事業者に限り、「小工事希望者登録申請書」の提出を受け、本市が資格を認めた事業者にも発注しています。

これまで、「物件入札参加資格者名簿」及び「小工事希望者登録名簿」への事業者の登載に当たっては、2年毎に申請書の提出を受け、資格審査を行っていましたが、「物件入札参加資格者名簿」への登載期間については、県の運用と同様に、平成32年度から3年間とするとともに、これに合わせて、「小工事希望者登録名簿」への登載期間についても、3年間とします。

#### (1) スケジュール

	平成29年度以前	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
物件入札参加資格者名簿	登載（2年間） 新規・更新	登載（2年間） 新規・更新		登載（3年間） 新規・更新		
小工事希望者名簿	登載（2年間） 新規・更新	登載（2年間） 新規・更新		登載（3年間） 新規・更新		
（参考）岐阜県 物件入札参加資格者名簿	登載（3年間） 新規・更新			登載（3年間） 新規・更新		

#### (2) 効果

「物件入札参加資格者名簿」及び「小工事希望者登録名簿」への登載期間を2年間で3年間とするとともに、「物件入札参加資格審査申請」の時期を県と同一にすることで、事業者の負担が軽減されます。また、資格審査事務の合理化・省力化に繋がります。

#### 4 平成 30 年度優良建設工事表彰式の実施について

本市では、市が発注する工事等の請負の契約（公契約）における市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を目指すとともに、地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進を図るため、県内市町村では初となる取り組みとして、大垣市公契約条例を制定しています。

この大垣市公契約条例の施行を背景として、市内事業者の一層の積極的な活用を目指し、建設工事の施行業者の育成及び公契約の履行における高い品質確保を図るため、平成29年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者を表彰しました。

なお、優良建設業者及び優秀技術者の両者を表彰するのは、県内で唯一の取り組みです。

(1) 日 時

平成 30 年 6 月 21 日（木） 13：30～14：00

(2) 場 所

市民会館 2 階 大会議室 3

(3) 被表彰者（平成 29 年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者）

①土木・建築工事部門

	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	(補)赤坂小学校 南舎外壁改修工事	イビデングリーンテック㈱	主任技術者 小嶋 秀夫
2	(補)下水管布設第 3 8 工区工事	岐建㈱	監理技術者 石原 幸治
3	アスファルト舗装補修工事	㈱宇佐美組	主任技術者 堀江 和広
4	(補)大垣市浄化センター低段沈砂池設備更新(土木・防食)工事	T S U C H I Y A ㈱	主任技術者 高田 浩貴
5	配水管布設(推進工)ほか工事	㈱竹中組	監理技術者 合田 学

②その他の工事部門

	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者
1	大井排水機場建設(電気設備)工事	㈱トクデン	監理技術者 廣瀬 亘
2	(補)川並小学校 グラウンド散水設備改修(衛生)工事	美濃工研㈱	主任技術者 高木 賢一
3	牧田浄水場改良(機械設備)工事	イビデンエンジニアリング㈱	監理技術者 大場 英行
4	(適)禾森排水機場 電気設備整備補修工事	安田電機暖房㈱大垣支店	主任技術者 八田 正臣
5	(補)大垣駅南街区広場整備(水景施設)工事	㈱丹羽住設	主任技術者 丹羽 敏仁

## 優良建設工事表彰制度の概要

### (1) 表彰の種類

表彰は、次の表の工事区分に応じて、当該表彰部門ごとに行います。

表彰部門	工事区分
土木・建築工事部門	土木一式工事、建築一式工事、舗装工事
その他の工事部門	電気工事、管工事、水道工事、その他の工事

### (2) 表彰の対象

#### ① 優良建設業者

優良建設業者は、優良建設工事を完成させた施工者とします。

#### ② 優秀技術者

優秀技術者は、優良建設工事を着工から完成までの全期間を担当した主任技術者または監理技術者であって、表彰の日まで優良建設業者と継続して雇用の関係にある者とします。

#### <参考：優良建設工事>

優良建設工事は、市内に本店もしくは支店を置く建設業者（市内建設業者）、または、市内建設業者のみを構成員とする建設共同企業体が施工し、表彰を行う年度の前年度（表彰対象年度）に完成した建設工事のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ア 契約金額が500万円以上の建設工事（単に機能を維持するための工事、解体、浚渫、点検等の工事を除く。）
- イ 大垣市建設工事成績評定要綱（平成18年告示第169号）に基づく評定点が80点以上のもので、各表彰部門の上位5位以内の順位にあるもの

### (3) 失格事項

#### ① 優良建設業者

次のいずれかに該当する者（建設共同企業体の場合は構成員）は、優良建設業者の表彰の対象から除外します。

- ア 建設工事の完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、表彰対象年度の前年度に1件以上の工事完成実績がある者を除く
- イ 表彰対象年度及びその前年度において、評定点が65点未満の建設工事を施行した者
- ウ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者

- エ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）に基づく暴力団排除措置を受けた者
- オ 倒産や廃業等をした者

## ② 優秀技術者

優良建設工事の着工の日から表彰の日までの間に、社会通念上信用を失墜する行為を行ったことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外します。

## (4) 審査、決定、表彰及び公表

### ① 審査及び決定

優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、「大垣市優良建設工事審査委員会（委員長：副市長、委員：総務部長、建設部長、水道部長、都市計画部長）」を設置しました。

また、市長は、優良建設工事審査委員会における審査結果に基づき、優良建設工事を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定しました。

### ② 表彰及び公表

表彰は、表彰状を授与（建設共同企業体は、各構成員に表彰状を授与）して行うこととし、表彰の結果は、市ホームページに掲載します。

## (5) 受賞の効力

### ① 総合評価方式競争入札への反映

大垣市建設工事総合評価方式競争入札要綱（平成19年11月29日制定）に基づき、平成20年度から、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式競争入札を実施しています。

また、総合評価方式競争入札における評価項目に、表彰実績を位置付けます。

### ② 主観的事項審査への反映

大垣市競争入札資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成24年1月1日制定）に基づき、平成24年度から、入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、市内の本・支店業者を対象として、各業者の主観的事項審査（主観点数）を導入し、経営事項審査総合評点値（客観点数）に加え、主観的事項審査（主観点数）の合計（総合点数）により、入札参加資格者の順位付けを行っています。主観的事項審査（主点数）の評価項目に、表彰実績を位置付けます。